



「つかいみちを選べる募金」 参加団体募集

クラウドファンディング
テーマ：地域福祉
目標額：20万円以上

「つかいみちを選べる募金」とは？

福祉活動を行う参加団体が、課題解決に向けた事業活動を行うための財源を確保することを目的として、共同募金会と協働して募金活動を実施します。

寄付者は、応援したい団体を選び寄付をします。寄せられた寄付金に所定の割合を加算した金額が次年度事業費として助成されます。

【参加対象団体】鳥取県内の福祉を目的とした活動を行っている民間の非営利団体

【助成対象事業】福祉に係る社会課題、地域課題の解決に取り組む事業活動

※詳細は「つかいみちを選べる募金」助成事業取扱要領参照

令和7年度実施事例

【参加団体】鳥取県内の福祉研究を通じて地域福祉の発展を図る団体

【課題】本学会は研究・研修・研鑽の場となっているが、会員制をとっていないため参加費のみ徴収しており、非常に厳しい資金繰りによる運営状況が続いている。

【目標額】20万円 【寄付総額】約32万円 【助成額】約35万円

令和8年度つかいみちを選べる募金事業スケジュール

	参加団体	共同募金会
令和8年8月1日 ～9月30日	① 参加申請	② 受付 申請締切
10月末	⑤参加決定	③本会配分委員会にて審査 ④助成決定通知
11月初旬	⑥募金チラシ原稿作成	⑦募金チラシ印刷
12月中旬	⑧募金チラシ納品	
令和9年1月1日 ～3月31日	⑨募金活動開始 ⑩募金活動終了	⑪本会ホームページ掲載 入金管理（ゆうちょ銀行） 入金状況報告・領収書発行
4月上旬	⑭助成金の請求 ⑯事業開始	⑫募金額の確定 ⑬助成金確定通知 ⑭助成金の送金

おすすめポイント

『入金管理は鳥取県共同募金会が行います。』
『領収書、お礼状をデータ作成し随時メール送付します。』
『共同募金への寄付は、送金手数料免除や、**税制優遇**があります。』
詳細については本会までご相談ください。

希望する団体は、下記HPから申請様式をダウンロード、必要事項記入し申請してください。

【お問合せ先・申請先】社会福祉法人鳥取県共同募金会

〒689-0201 鳥取市伏野 1729-5 県立福祉人材研修センター内

電話 0857-59-6350 FAX0857-59-6540

メール akaihane@tottori-wel.or.jp ホームページ <https://akaihane-tottori.or.jp/>



令和8年度「つかいみちを選べる募金」助成事業取扱要領

1 趣 旨

この要領は、各年度の1月1日から3月31日までの3か月間において、福祉事業を行う団体が取り組む地域の課題を解決するための活動費を共同募金会と一緒に集め、課題解決の取り組む「つかいみちを選べる募金」（以下本要領において「本募金」という。）について、鳥取県共同募金会助成要綱及び鳥取県共同募金会助成基準に定めるもののほか、事務の取り扱いについて必要な内容を定めることを目的とする。

2 「つかいみちを選べる募金」の内容

解決したい福祉課題を持つ団体が、鳥取県共同募金会（以下、本会という。）と協働して、福祉課題を解決する必要性（テーマ）を広く住民（寄付者）にアピールし、使いみちを選択する募金の協力を呼びかけ、寄付者は寄付したいテーマを掲げる団体を選択し、そのテーマに対する寄付を行い、得られた募金により助成を行う一連の募金活動をいう。

3 助成対象団体

本募金は県内において福祉活動を行っている民間の非営利団体で、下記の要件を満たした団体を対象とする。

- （1）県内に活動拠点を置き、県域又は各市町村域で活動している団体であること。法人格の有無を問わない。
- （2）5名以上で構成され、団体としての活動実績が原則1年以上であること。
- （3）団体の会則（定款）、事業計画、予算、決算等が整備されていること。また、団体名義の金融機関預金口座を開設していること。
- （4）企業、政治活動、宗教活動を目的とした団体でないこと。
- （5）寄付者からの信頼に十分に応えうる組織体制と活動実績があり、事業内容や成果及び会計情報を公開できる団体であること。

4 助成対象事業

公的な制度では解決できない様々な福祉に係る社会課題、地域課題の解決に取り組む事業・活動とする。

（1）主な事業・活動例

- ①社会的孤立（ニート・引きこもりなど）に対する支援事業・活動
- ②虐待防止、虐待を受けている人への保護事業・活動
- ③障害者の地域移行を支援する事業・活動
- ④子どもの貧困対策事業・活動
- ⑤自殺予防事業・活動
- ⑥難病者への支援事業・活動
- ⑦犯罪被害者家族などへの支援事業・活動
- ⑧地域に暮らす外国人に対する支援事業・活動
- ⑨子育てに悩む家庭への支援事業・活動

⑩生活課題を抱える高齢者等への支援事業・活動

⑪その他、福祉に係る社会課題、地域課題の解決に取り組む事業・活動

(2) 対象外事業

① 会員、構成員同士の親睦のみを目的とした交流事業・活動

② 特定の個人的活動又はそれに類する活動

③ 他団体又は下部組織への二次助成を目的とした事業

④ 行政からの委託事業など公的制度の中で運営されている事業・活動

5 対象外経費

① 団体の組織運営に関する管理経費、人件費

② 飲食費又はそれに類する経費

6 募金活動と事業実施

(1) 募金活動期間

各会計年度の1月1日から3月31日までとする。

(2) 事業実施期間

助成決定通知の日から当該年度の3月31日までとする。

(3) 寄付金の受付と管理

(ア) 寄せられた寄付金は「共同募金」として取扱い、全額を本会へ送金する。

ただし、当該年度の3月31日までに入金のあるものに限る。

(イ) 必要に応じ、本会より寄付者へ領収書を発行する。

(ウ) 寄付金は、本会ゆうちょ銀行口座において管理する。

(エ) 寄付金は、日々集計し、件数・金額は助成団体と連携し公表する。

7 助 成

(1) 1団体あたりの助成申請額は20万円以上とする。

(2) 助成額は、団体に寄せられた寄付金総額に(ア)に掲げる事務手数料を控除した額と、寄付金総額に(イ)に掲げる額を加算した額の合計額とする。

(ア) 災害等準備金積立金及び寄付金の入金管理並びに郵便振込用紙付チラシ作成・印刷費等として、助成団体に寄せられた寄付金総額の10%を事務手数料とする。

(イ) 加算助成金

団体に寄せられた寄付金総額	共同募金からの助成額
100万円までの部分	寄付金総額 × 0.2
100万円を超える部分	寄付金総額 × 0.1

(3) 目標額を超えた助成額となった場合は、事業計画の変更等について、改めて本会と協議を行うこと。

8 申 請

(1) 本会の指定する様式により、本会へ申請するものとする。

(2) 募集受付期間 各年度の8月1日～9月30日までとする。

(3) 募集の広報

ホームページへの掲載その他の適切な方法で行うものとする。

9 助成団体の決定

(1) 助成団体は、本会配分委員会の審査により決定する。

なお、配分委員会が必要に応じて現地確認等必要な調査を行うものとする。

(2) 助成団体の決定は、原則として各年度の10月末までに行うものとする。

(3) 助成団体及び対象事業の内容は、決定後最初に行われる理事会及び評議員会に報告するものとする。

10 事業の変更・廃止と事業報告

(1) 助成決定後、やむを得ない事情により事業内容を変更・廃止する場合は、指定の様式により本会の承認を得る。

(2) 事業完了後、速やかに指定の様式により本会へ報告する。

11 その他

この要領に定めのない事項については、会長が決定する。

附 則

この要領は、令和8年7月30日から施行する。

令和7年度「つかいみちを選べる募金」助成事業一覧

団体名	活動内容	目標額	募金実績	助成額
公益社団法人 とっとり被害者支援センター	犯罪被害者等支援事業	1,000,000	1,227,606	1,350,000
特定非営利活動法人 こども未来ネットワーク	子どもの笑顔発見 プロジェクト2026	350,000	512,941	564,000
とっとり子どもの居場所 ネットワーク”えんたく”	こども食堂対象 文化芸術体験事業	300,000	28,567	31,000
鳥取県腎友会	慢性腎臓病の予防の推進、早期発見 と治療の推進、患者支援	400,000	349,500	384,000
鳥取県福祉研究学会	鳥取県福祉研究学会20周年事業	200,000	321,473	353,000
一般社団法人鳥取県 障がい者スポーツ協会	障がい者スポーツ団体等の育成	1,790,000	601,567	661,000
計		4,040,000	3,041,654	3,343,000



つかいみちを選べる募金助成事業

両利眼や経路行理由
一人は耳など、
特殊なケアが必要とする
子どもたちに、
コンサートや人形劇などの
子ども達と一緒に楽しく
豊かに育つための体験を
提供します。

皆さまの
サポートを
お願いします

子どもの**笑顔**発見
プロジェクト
2026



つかいみちを選べる募金助成事業

**こども達が心育お
居場所のための活動にご支援を**

両利眼の発達：こども食堂対象文化芸術体験事業
子どもたちに芸術や伝統文化に触れてもらい、
心を育むための活動に使います。

とっとり子どもの居場所ネットワーク”えんたく” 主な活動内容
県内各地のこども食堂(こどもの居場所)をサポートするための、食料の提供、
ボランティアの確保・教育などの事業、毎月1回の仕組みづくりなどを行っています。

こども食堂とは・・・地域住民や自治体等が主体となって、無料または低料金で
子どもたちに食事や居場所の提供を支援する取り組みです。



つかいみちを選べる募金助成事業

鳥取県腎友会

透析患者を増やさないために

慢性腎臓病患者は成人の5人に1人いると言われています。
これ以上人工透析開始を増やさないための活動(第11回慢性腎臓病講座)、人工透析患者・

つかいみちを選べる募金助成事業

鳥取県の福祉のさらなる発展へ御協力をお願いします!

鳥取県福祉研究学会「20周年記念事業」

本学会は福祉界に携わる者がその研究成果を発表し、情報を共有して鳥取県地域の
福祉社会の発展と向上を図ることを目的として、平成19年度に民間、大学、行政の
連携により設立されました。
令和8年度は記念すべき設立20周年を迎えます。記念事業では記念誌の作成や
シンポジウム等を計画し、次の10年先へ向けて鳥取県の福祉のさらなる発展へと繋
がれています。
記念事業を成功させるために、ぜひ御支援いただきますようお願いいたします。

第19回(令和7年度)は、
令和8年2月21日(土)に、
鳥取短期大学・鳥取看護大学
にて開催予定です。



つかいみちを選べる募金助成事業

とっとり被害者支援センター

**犯罪被害者等が再び
平穏な生活を営むために**

犯罪被害者等支援事業募金

集まった寄付金は、「とっとり被害者支援センター」の活動に使います。

- 電話・相談対応
- 被害者支援(警察・病院等への付き添い立派、弁護士等の専門家への紹介・情報提供等)
- 防犯グループへの補助
- 生活再建支援(生活再建支援フォーラム等の開催)
- 犯罪被害者(被害者支援フォーラム等の開催)

平成20年に設立、犯罪や事故等の被害にあわれた方々やその家族へ、ご支援をさせていただいております。
専門的知識を受けた相談員やボランティアが専門家のアドバイスを補完しながら、被害にあわれた方々の